「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
全国社会保険労務士会連合会 JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。

注意点

【従事する作業の内容】
ガイドラインで定める現場入場制限は建設工事を対象としています。
ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。

【労働者か使用者か】
「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

【働き方】
働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。
一人親方の場合は、実態としても「請負」であるか注意してください。

【事業所の形態】
「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。
また、「個人」の場合は従業員数によっても変わってきます。

【労働者の年齢】
厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。
70歳以上は適用除外です。
健康保険は75歳以上で後期高齢者医療（適用除外）となります。

国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。

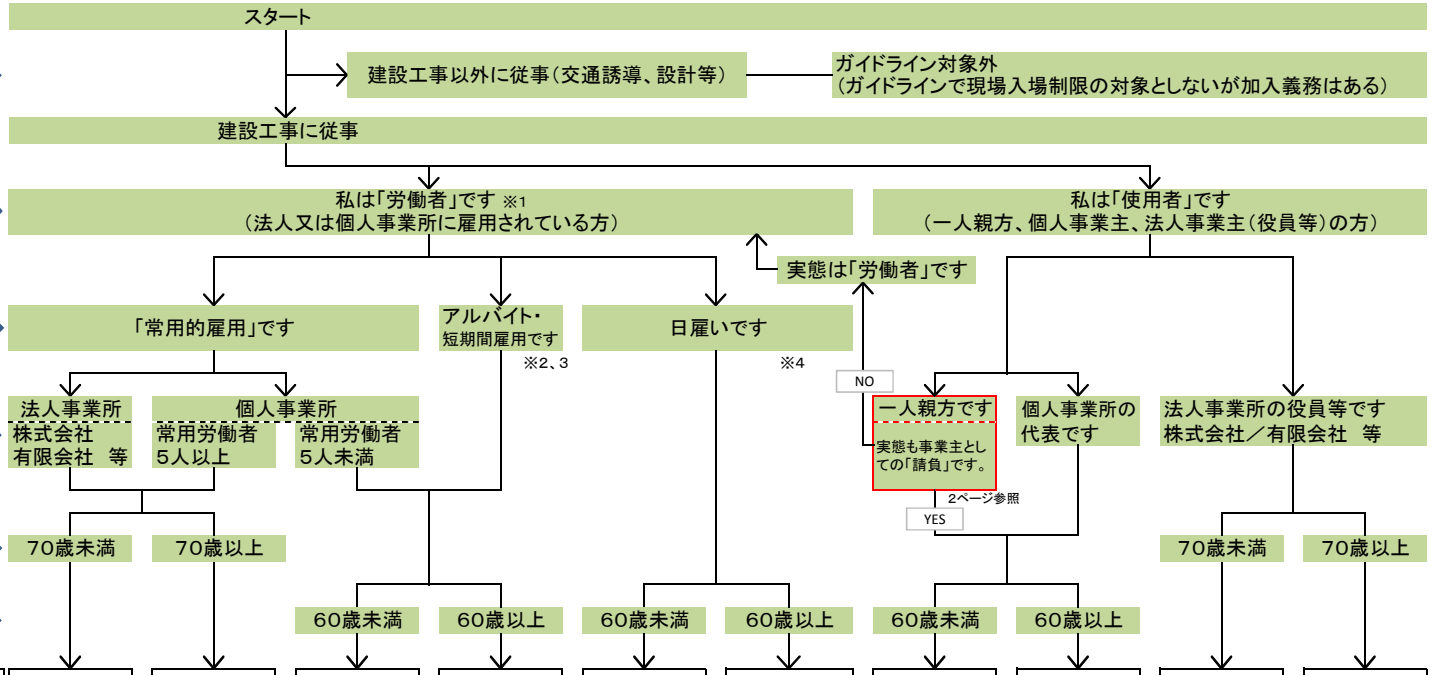

保険の種類		加入によるメリット	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
労働保険	雇用保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。	雇用保険		（雇用保険）※5		日雇雇用保険		適用除外			
社会保険	医療保険（健康保険）	業務外での病気やケガにより仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。	協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合（建設国保等）※6		国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等）		国民健康保険 又は 日雇特例被保険者		国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等）		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合（建設国保等）※6	
	年金保険	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給要件が手厚くなっている。	厚生年金	適用除外	国民年金	適用除外	国民年金	適用除外	国民年金	適用除外	厚生年金	適用除外

右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。
「●」がついている保険について、
作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。

適切に加入していない場合：元請：下請に対して加入指導
下請：自社の労働者を加入させる

区　分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
雇用保険	●	●	●	●	※7	※7	―	―	―	―
医療保険	●	●	※7	※7	※7	※7	※7	※7	●	●
年金保険	●	―	※7	―	※7	―	※7	―	●	―

（参考）	労災保険	業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。	元請が一括して加入（現場労災）	特別加入

※1　事業主と同居する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入できず、労災保険は特別加入となります。
※2　アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。
※3　短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。
※4　日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働単価を受け取る者です。
※5　1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。
※6　法人や常時5人以上使用する個人事業所であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。
※7　これらの保険はガイドラインの対象とはしていませんが、法令により個人での加入が求められています。

＊ガイドライン･･･「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

■事業主に従業員を加入させる義務があるもの　□個人で加入するもの